

観光施設等の入場料の減免について

令和8年4月1日から観光施設等の入場料の減免規定が変わります。

○対象施設一覧

施設名		指定管理者制度導入施設	所管課
1	グラバー園	○	観光政策課 095-829-1152
2	旧香港上海銀行長崎支店記念館	○	
3	長崎ロープウェイ	○	
4	亀山社中記念館		
5	端島見学施設		
6	軍艦島資料館	○	
7	池島炭鉱体験施設	○	
8	出島	○	出島復元整備室 095-829-1194
9	中の茶屋		文化財課 095-829-1193
10	ド・ロ神父記念館		
11	心田庵		
12	旧長崎英国領事館（野口彌太郎記念美術館）		
13	外海歴史民俗資料館		
14	シーボルト記念館		

○主な減免項目

項目	居住地	減免額（※1）	申請方法	対象施設
ア 障害者手帳を所持 （身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）	市内	全額	手帳の提示	対象施設一覧のとおり
	市外	半額		
イ 障害者を介護する人（1人に限る。）	市内	全額	手帳の提示	対象施設一覧のとおり
	市外	半額		
ウ 学校、児童福祉施設、放課後児童クラブ等の行事	市内（小・中・高）	全額	減免申請書の提出	対象施設一覧のとおり
エ 留学生 （長崎大学、長崎総合科学大学、活水女子大学、長崎純心大学、長崎女子短期大学、長崎外国語大学、長崎県立大学シーボルト校、本市に所在する日本語学校、専門学校等）	-	全額	在学を証する書類及び在留カードの提示	対象施設一覧のとおり
オ 長崎検定 3級以上の合格者 （観光客等を案内する場合に限る。）	-	全額	合格証の提示	対象施設一覧のとおり （端島見学施設、池島炭鉱体験施設除く）
カ さるくガイド又はボランティアガイド （観光客等を案内する場合に限る。）	-	全額	さるくバッジの提示	対象施設一覧のとおり （端島見学施設、池島炭鉱体験施設除く）
キ 長崎市観光大使（※3） （観光大使の活動に限る。）	-	全額	観光大使認定カードの提示	対象施設一覧のとおり
ク 旅行業、宿泊業、運輸業（※2） （観光客等の案内、事前の下見、研修の場合に限る。）	-	全額	減免申請書の提出	対象施設一覧のとおり （軍艦島資料館除く）
ケ 教育旅行の下見を行う学校関係者	-	全額	減免申請書の提出	対象施設一覧のとおり （軍艦島資料館除く）
コ 報道関係者（入場する施設に係る報道の場合に限る。）	-	全額	減免申請書の提出	対象施設一覧のとおり （軍艦島資料館除く）
サ 取材（雑誌、テレビ番組、映画など）	-	全額	減免申請書の提出	対象施設一覧のとおり （軍艦島資料館除く）
シ 調査研究を行うもの （調査研究機関、教育期間、美術館当の関係者に限る。）	-	全額	減免申請書の提出	対象施設一覧のとおり （軍艦島資料館除く）
ス 指定管理者発行の割引券をもって入場するもの	-	割引券記載の額	割引券の提示	指定管理者制度導入施設
セ 市長発行の割引券をもって入場するもの	-	割引券記載の額	割引券の提示	指定管理者制度導入施設 以外の施設

※1 減免後の額に10円未満の端数があるときは、切り上げた額とします。

※2 運輸業については、旅客の運送を行うものに限ります。

※3 観光大使本人のみに限ります。

入場料減免を受けたい場合は、各施設等へお問い合わせください。